

岩手県告示第396号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成27年法律第70号）第24条第2項の規定により、指定検査機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年5月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

名 称		主たる事務所の所在地及び食鳥検査の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
変更前	変更後		
社団法人岩手県獣医師会	一般社団法人岩手県獣医師会	盛岡市中央通三丁目7番24号	平成25年4月1日